

漁業法等の一部を改正する等の法律案（概要）

平成30年11月
水産庁**I 趣 旨**

漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる。あわせて、漁業協同組合等の事業の執行体制の強化等を図る。

II 法案の概要**【漁業法の改正】****1 水産資源の保存及び管理****（1）資源管理の基本原則**

水産資源の保存及び管理は、漁獲可能量（TAC：最大持続生産量を実現することを目的として、資源評価に基づき、管理年度において採捕することができる数量の最高限度として水産資源ごとに農林水産大臣が定める数量）による管理を行うことを基本としつつ、必要な場合には、漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行う。

（2）漁獲可能量の設定

- ① 農林水産大臣は、資源評価を踏まえて資源管理基本方針を作成し、これに基づき、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、漁獲可能量、大臣管理区分に配分する数量等を定める。
- ② 都道府県知事は、都道府県別漁獲可能量について知事管理区分に配分する数量を定める。

（3）漁獲割当てによる漁獲量の管理

- ① 漁獲割当て（I Q）による漁獲量の管理を行う管理区分において、漁獲割当ての対象たる特定水産資源を採捕しようとする者は、船舶等ごとに漁獲割当ての割合（漁獲割当割合）の設定を求めることができる。
- ② 農林水産大臣又は都道府県知事は、管理年度ごとに、漁獲割当割合設定者に対して年次漁獲割当量を設定する。
- ③ 漁獲割当割合は、船舶等とともに譲り渡す場合等であつて農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けたときに限り移転できる。

2 許可漁業**（1）大臣許可漁業**

- ① 船舶により行う漁業であつて農林水産省令で定めるものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。
- ② 農林水産大臣は、許可又は起業の認可をしようとするときは、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の制限措置を定めて公示する。（一斉更新は廃止し、新規許可や更新許可は随時行うこととする。）
- ③ 農林水産大臣は、漁獲割当て（I Q）の対象となった大臣許可漁業のうち一定のものについて船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。
- ④ 許可を受けた者は、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告しなければならない。

(2) 知事許可漁業

- ① 農林水産省令又は都道府県の規則で定める漁業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- ② 農林水産大臣は①の農林水産省令で定める漁業について、知事が許可できる船舶の数等を定めることができる。

3 漁業権及び沿岸漁場管理

(1) 海区漁場計画

- ① 都道府県知事は、その管轄に属する海面を総合的に利用するため、5年ごとに、海区漁場計画を定める。
- ② 海区漁場計画は、漁業権が海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定される等の要件に該当するものでなければならない。
- ③ 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、当該海区において漁業を営む者、営もうとする者等の意見を聴き、当該意見の内容について検討を加え、その結果を公表するなどの手続を経なければならない。

(2) 漁業権

- ① 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならない。
- ② 都道府県知事は、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、以下に定める者に対して免許をする。
 - ア 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（満了漁業権）とおおむね等しいと認められる漁業権について満了漁業権を有する者による申請がある場合であって、その者がその漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者
 - イ アに掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者
- ③ 漁業権者は、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるとともに、その資源管理の状況、漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない。

(3) 沿岸漁場管理

- ① 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、保全沿岸漁場ごとに、漁業協同組合等であって一定の基準に適合するものをその申請により沿岸漁場管理団体として指定することができる。
- ② 沿岸漁場管理団体は、都道府県知事の認可を受けた沿岸漁場管理規程に基づき保全活動を行う。

4 海区漁業調整委員会の選出方法の変更

- ① 海区漁業調整委員会の委員は、漁業に関する識見を有する者のうちから、都道府県知事が議会の同意を得て任命する。
- ② 委員の任命に当たっては、その海区に沿う市町村に住所又は事務所を有する漁業者又は漁業従事者が委員の過半数を占めるようにするとともに、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者及び利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。
- ③ 都道府県知事は、委員を任命しようとするときは、漁業者、漁業者団体等の推薦を求めるとともに委員の募集をし、その結果を尊重しなければならない。

5 密漁対策の強化

一定の場合を除き、特定水産動植物（ナマコ等を想定）の採捕を禁止するとともに、これに違反して採捕した者等は3年以下の懲役又は3千万円以下の罰金に処する。

6 運用上の配慮

国及び都道府県は、この法律の運用に当たっては、漁業及び漁村が、海面及び内水面における環境の保全、海上における不審な行動の抑止その他の多面にわたる機能を有していることに鑑み、当該機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協同組合等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するように十分配慮するものとする。

【水産業協同組合法の改正】

1 漁協の役員要件の見直し

漁協は、販売事業を行う場合には、理事のうち一人以上は水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的能力を有する者でなければならない。また、漁協は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。

2 特定組合等に対する公認会計士監査の導入

信漁連及び一定規模以上（貯金等合計額200億円以上）の漁協について、現行の全国漁業協同組合連合会による監査に代わり、公認会計士による会計監査を義務付ける。

なお、公認会計士監査への移行に際し、実質的負担が増加することがないこと等、政府が適切な配慮をする旨を法律附則に規定する。

3 連合会による会員への助言等の事業

連合会は、会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言に関する事業並びに会員の意見の代表及び会員の相互間の総合調整の事業を行うことができることとする。

4 内水面組合制度の見直し

内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を主たる構成員とする漁業協同組合（内水面組合）における個人の正組合員資格を、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする日数が年間30日から90日の間で定款で定める日数を超える者とする。また、内水面組合は、その選択により、正組合員資格を漁業者又は漁業者及び漁業従事者のみに限定することができることとする。

5 漁業生産組合の設立要件等の緩和

漁業生産組合の設立・存続等に係る人数要件を、漁民7人以上から漁民3人以上とする等、設立、解散及び合併に関する規定を整備する。また、理事の人数要件を、3人以上から1人以上とするとともに、監事の設置を任意とする。

また、漁業生産組合は、その選択により、株式会社に組織変更ができることとし、その手続を定める。

Ⅲ 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日。

ただし、水産業協同組合法の一部規定（漁業生産組合等）については平成31年4月1日。

漁業法等の一部を改正する等の法律案の概要

趣 旨

漁業は、国民に対し水産物を供給する使命を有しているが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、漁業の潜在力は大きい。適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す。

改正の概要

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

（１）新たな資源管理システムの構築

科学的根拠に基づき目標設定、資源を維持回復

【資源管理の基本原則】

- ・資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量(TAC)による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本（第8条）
- ・TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQの準備が整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）（第8条）

【漁獲可能量（TAC）の決定】

- ・農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定（第11条）

【漁獲割当て（IQ）】

- ・農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定（第17条）
- ・割当量の移転は、船舶の譲渡等、一定の場合に限定（第22条）

（２）生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- ・漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し（第43条）
- ・許可体系を見直し、随時の新規許可を推進（第42条）
- ・許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。漁業生産に関する情報等の報告を義務付け（第52条）

（３）養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- ・都道府県知事は、計画案について、漁業者や漁業を営もうとする者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表
- ・知事は海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定（第62条～第64条）

【漁業権を付与する者の決定】

- ・既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）（第73条）

【漁場の適切・有効な活用の促進】

- ・漁業権者には、その漁場を適切・有効に活用する責務を課すとともに、漁場活用に関する情報の報告を義務付け（第74条、第90条）

【沿岸漁場管理】

- ・漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入（第109条～第116条）

（４）漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮（第174条）

（５）その他

- ・海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする行政委員会との性質を維持。漁業者委員の公選制を知事や議会の同意を得て任命する仕組みに見直し（第138条）
- ・密漁対策のため罰則を強化（第132条、第189条）

II 水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し

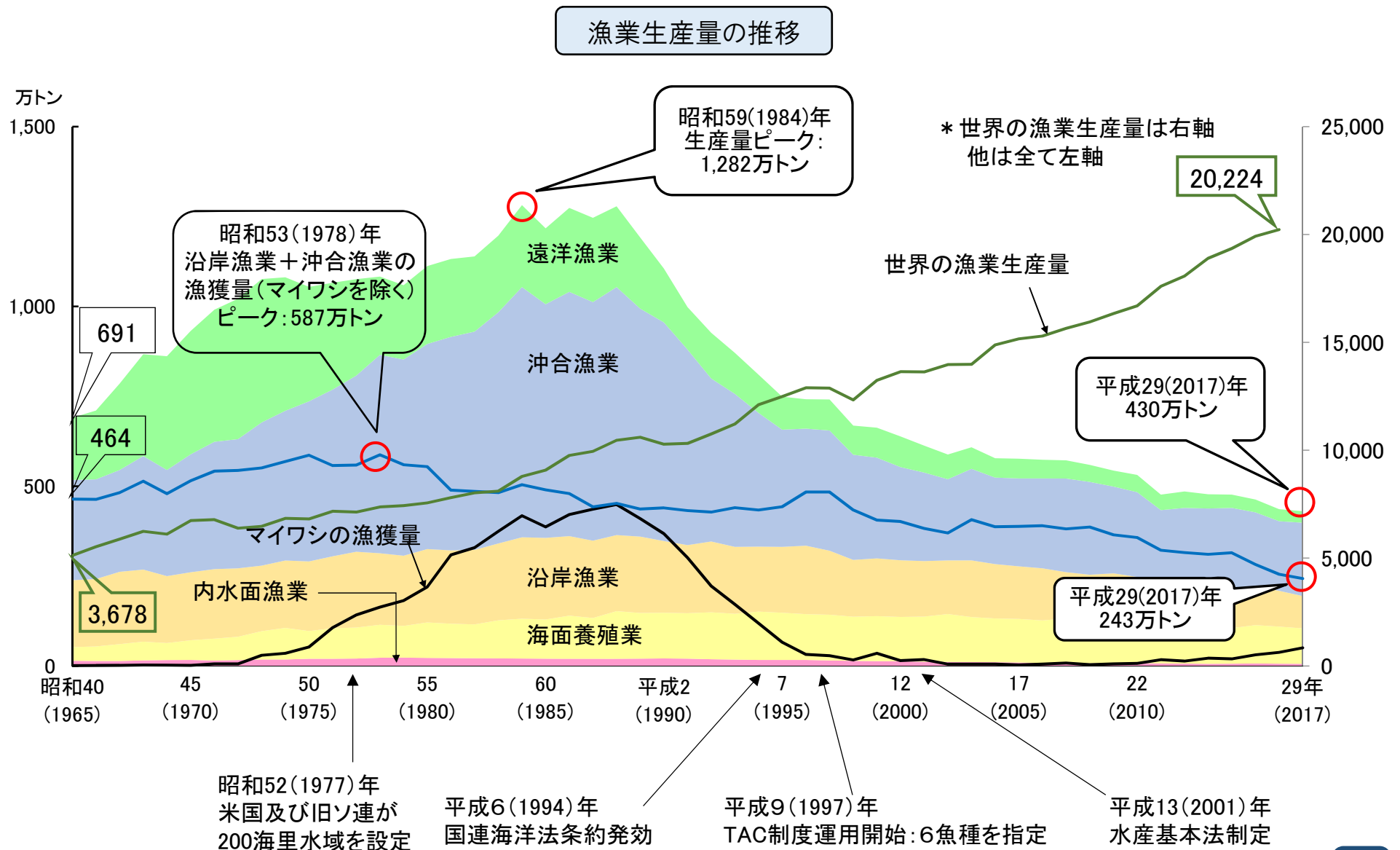
販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

漁業法等の一部を改正する等の法律案 参考資料

平成30年11月

水産庁

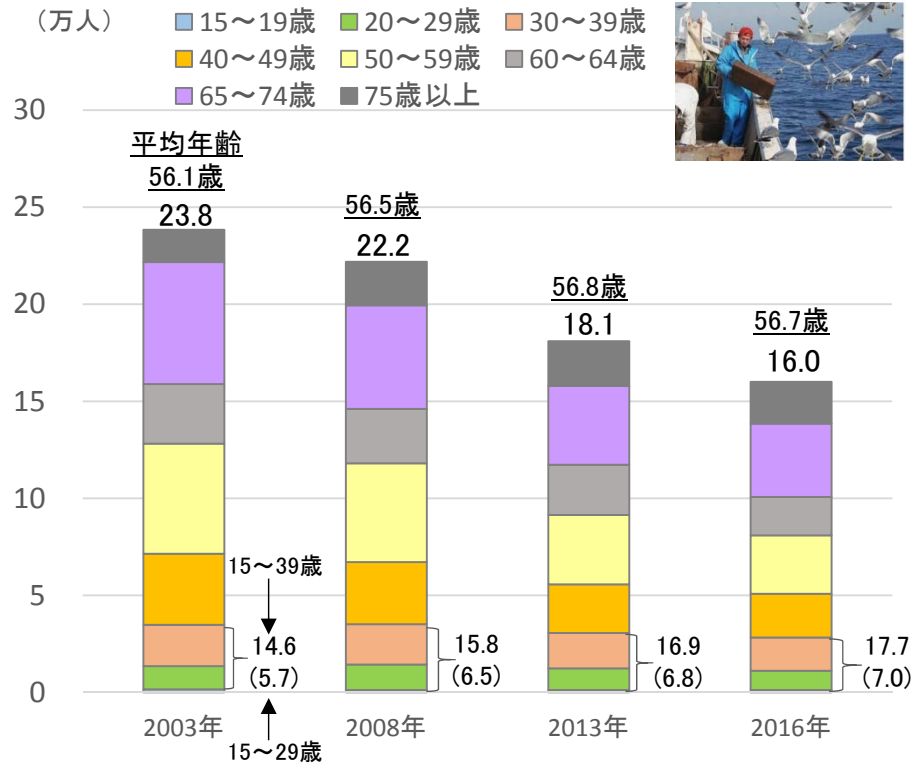
日本の漁業の現状①



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)、FAO「Fishstat(Capture Production、Aquaculture Production)」(日本以外の国)

日本の漁業の現状②

漁業就業者の推移

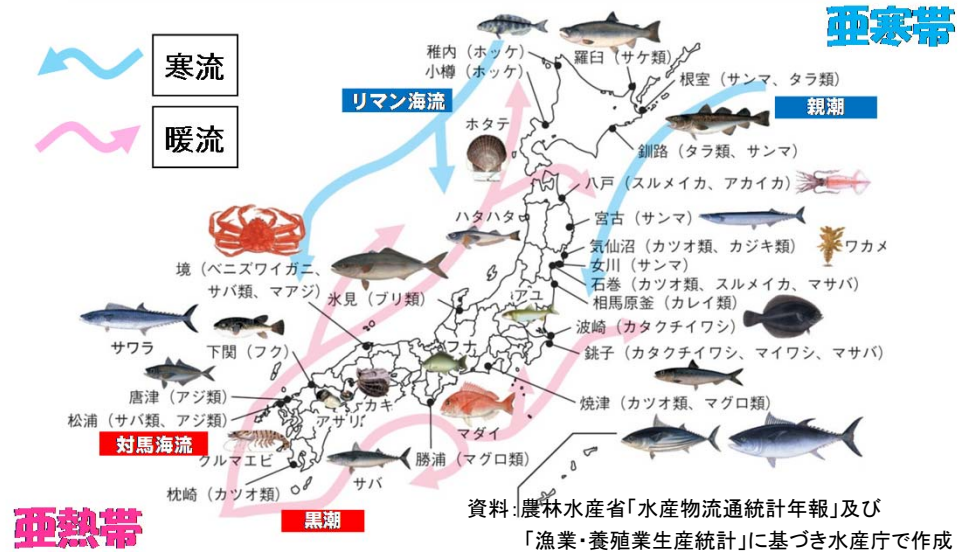


資料:農林水産省「漁業センサス」(2003、2008、2013年)、「漁業就業動向調査」(2016年)

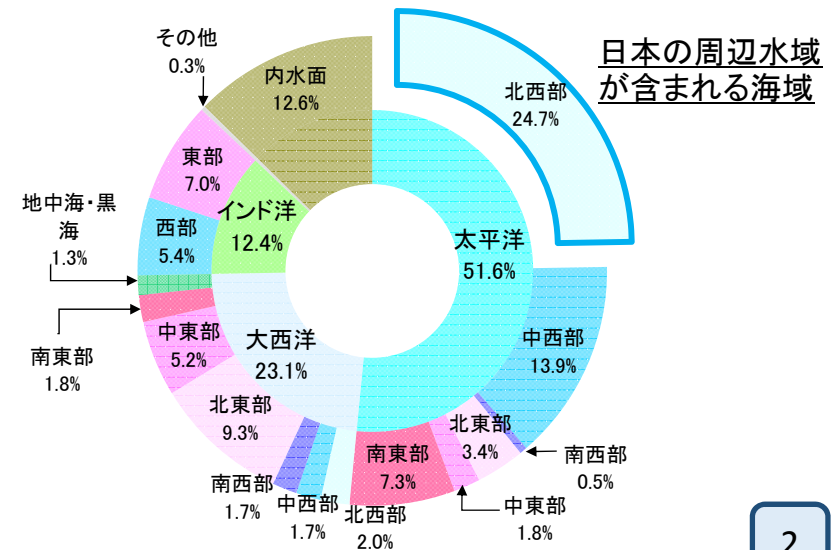
注1:2008年(平成20年)センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年(平成15年)センサスとは連続しない。

注2:平均年齢は、漁業就業動向調査より各階層の中位数を用いた推計値(75歳以上の場合は「80」を使用)。

日本周辺の漁場



世界の漁場と生産量



資料:FAO「Fishstat(Capture Production)」

水産政策の改革の経緯

平成29年 4月28日

新たな「水産基本計画」策定



「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策」等について検討

平成29年12月 8日

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂
(別紙8「水産政策の改革の方向性」)

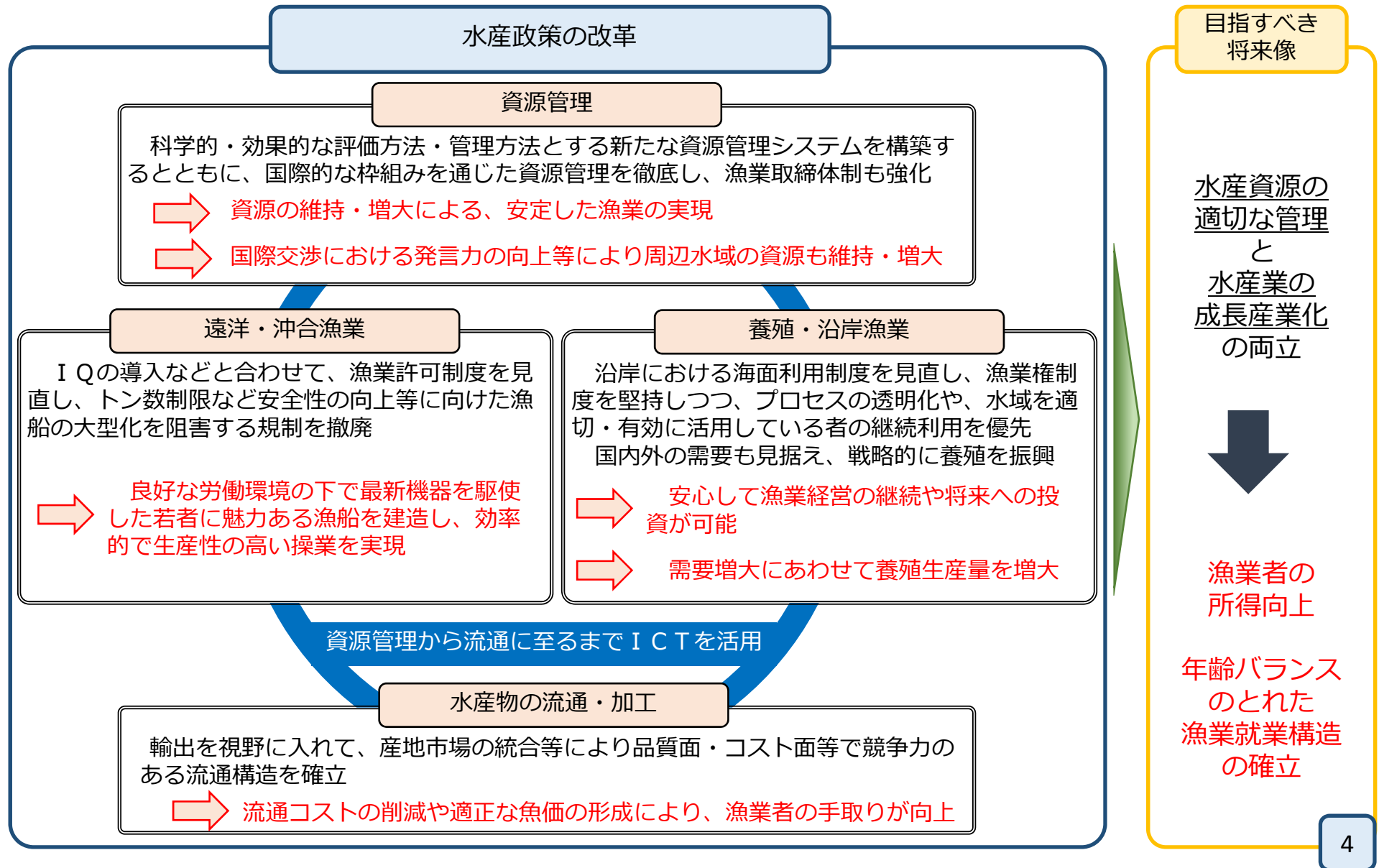


「水産政策の改革の方向性」に沿って、具体的な内容について検討

平成30年 6月 1日

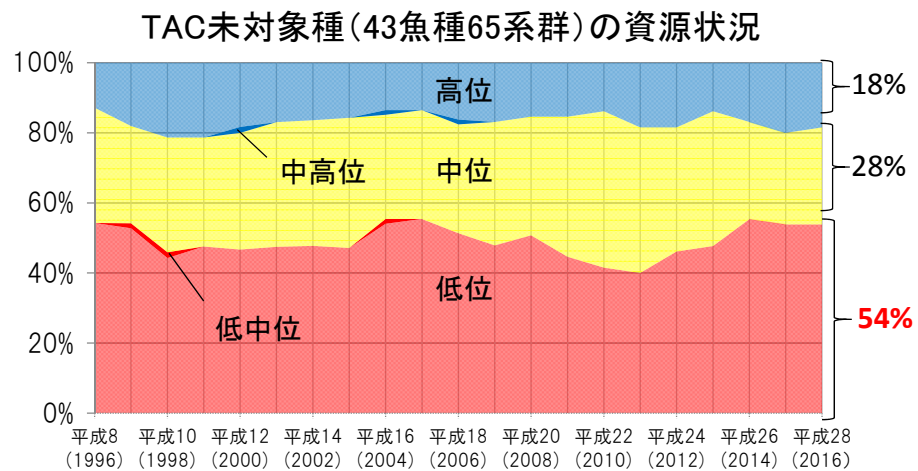
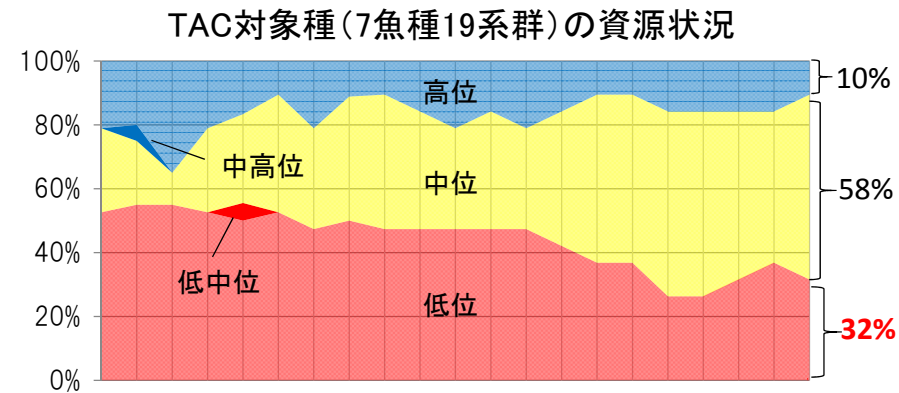
「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂
(別紙8「水産政策の改革について」)

水産政策の改革の全体像



資源管理①

資源状況

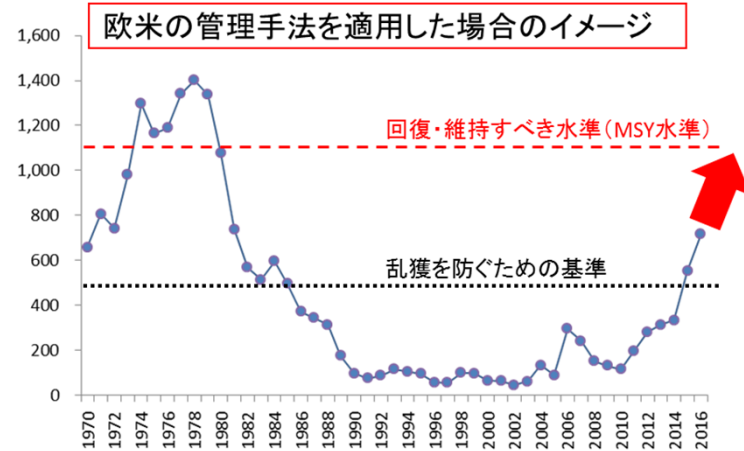
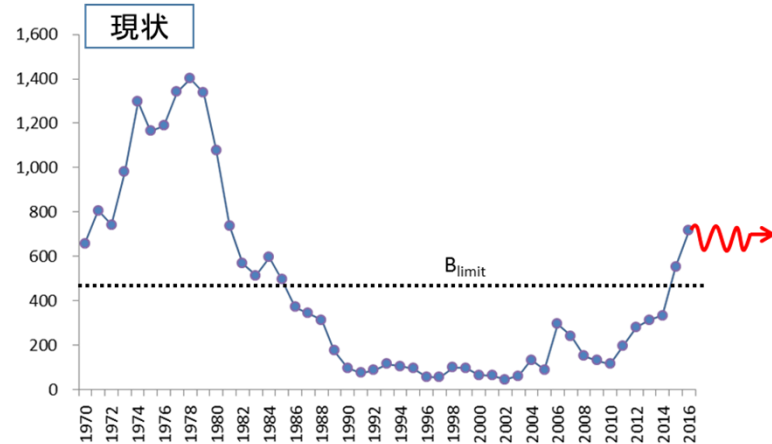


TACを管理する手法

区分	内容
非個別割当方式	漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく各種規制の下で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによって漁獲可能量の管理を行うもの
個別割当(IQ)方式	漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行うもの
譲渡性個別割当(ITQ)方式	漁業者又は漁船ごとの割当量に譲渡性を付与し、当該割当量を他の漁業者に自由に譲渡又は貸付けができるようにしたもの

資源管理②

資源管理目標

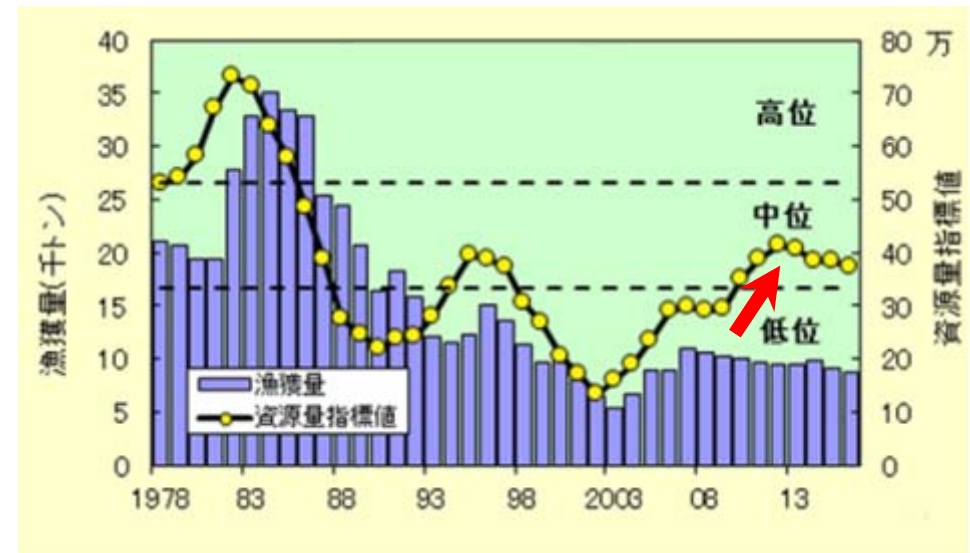


資源が最大持続生産量を達成する水準へ回復・維持させるという目標を設定。これにより、資源の更なる有効利用が促進。

IQ導入の事例

平成19年(2007年)漁期からIQを導入。

採捕規制(雌の採捕禁止、甲殻9cm以下の雄の採捕禁止)や漁具規制(網目制限など)などと組み合わせて管理することで、年間を通じた安定的な水揚げを実現。



遠洋・沖合漁業

現行の漁業許可制度

<指定漁業別の総トン数>

- ・ 沖合底びき網漁業（15～170トン）
- ・ 以西底びき網漁業（160～170トン）
- ・ 大中型まき網漁業（15～770トン）
- ・ 遠洋かつお・まぐろ漁業（120～600トン）
- ・ 近海かつお・まぐろ漁業（10～120トン）
- ・ 北太平洋さんま漁業（10～200トン）
- ・ いか釣り漁業（80～440トン） 他

注1: 括弧内は実操業船のトン数規模

注2: 漁業種類によって、トン数階層を細分化

<トン数制限の性格>

指定漁業においては、漁船の漁獲能力の大きさを反映させるものとして船舶の総トン数ととらえ、全体の総トン数と総トン数別の隻数との関連で許可制を運用するという考え方（漁船の大きさは、魚倉容積、積載漁具、曳網能力を反映）。

各国の生産性

国名	漁業者数 (千人)	漁船数 (隻)	漁業者1人当たり 生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり 生産量 (トン/隻)
アイスランド	6	822	225.2	791.7
ノルウェー	18	5,939	214.5	637.9
スペイン	33	9,895	40.6	136.0
ニュージーランド	2	1,367	258.5	404.2
米国	281	75,695	19.2	71.4
日本	173	152,998	27.5	31.1

資料: 農林水産省「漁業センサス2013」(漁船(日本、2013年))、「漁業就業動向調査」(漁業者数(日本、2014年))、「漁業・養殖業生産統計」(生産量(日本、2014年))、OECD「OECD Review of Fisheries: Country Statistics 2015」(漁船、漁業者数(上記以外))及びFAO「Fishstat (Capture Production)」(生産量(日本以外、2014年))

注: 日本以外の国の漁業者数及び漁船数について、アイスランドは2012年、ニュージーランドは2013年、ノルウェー、スペイン、米国は2014年

(参考) 省人化が進み居住性も高いノルウェー漁船(出典: ノルウェー漁業省)



養殖・沿岸漁業①

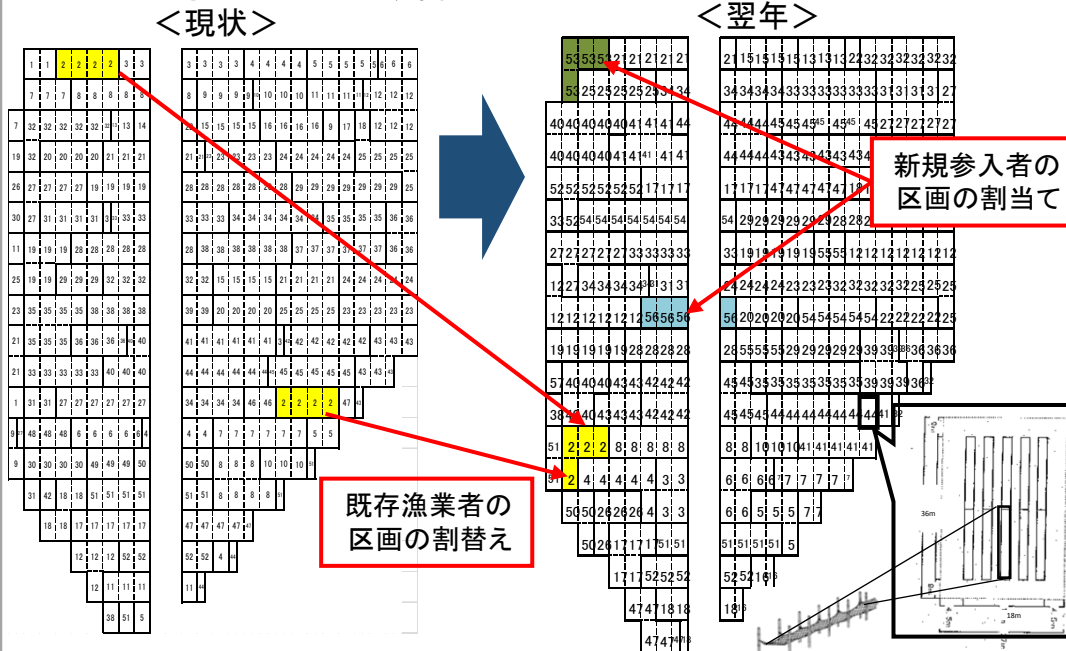
沿岸漁業の操業イメージ



多様な養殖事例

多数の漁業者が養殖を営んでおり、漁業者の経営状況や漁場内の条件差等を踏まえた区画の配分などの利用調整が求められるケース

(例)有明海におけるのり養殖(イメージ)



廃業に伴う集約化等により、少数の漁業者が規模拡大し、養殖業を営んでいるケース

(例)ブリ・カンパチ養殖
(養殖業者:(株)桜島養魚等)

地元の漁業生産組合がブリ・カンパチ等を養殖していたが、当該組合は経営難となり廃業。

その漁場を引き継ぐ形で、マルハニチロ(株)が、(株)桜島養魚を設立し参入。

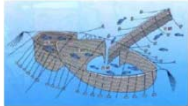
鹿児島県鹿児島市



養殖・沿岸漁業②

免許の状況

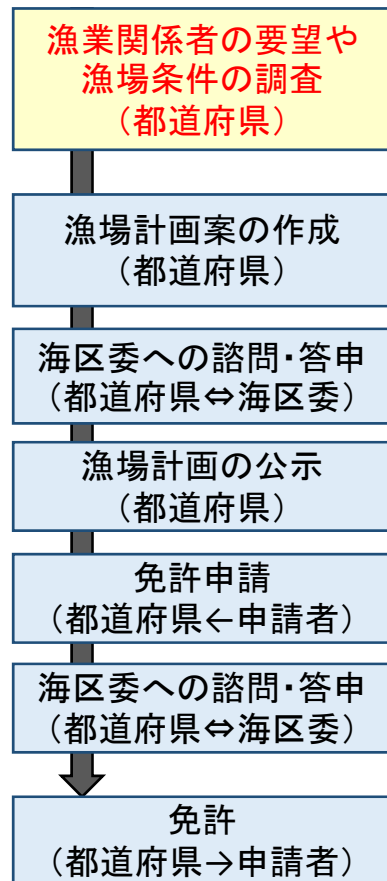
(H25.9～H26.4の切替え状況)

	共同漁業権	区画漁業権	特定区画漁業権	定置漁業権
漁業権の内容	採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利	一定の区画において大規模な養殖業（真珠を含む）を営む権利	いかだや生簀等を利用して小規模な養殖を行う権利 	定置網を設置して漁業を営む権利 
存続期間	10年	10年	5年	5年
免許の法定優先順位 ※特定区画、共同は、歴史的に地元漁民が共同で利用してきたような漁業が対象であり、地元漁協を優先	地元漁協 (組合員が行使)	①既存の漁業者等 ②その他	①地元漁協 (組合員が行使) ②法人 (地元漁民7割以上) ③法人 (地元漁民7人以上) ④既存の漁業者等 ⑤その他	①法人 (地元漁民7割以上) ②法人 (地元漁民7人以上) ③既存の漁業者等 ④その他
漁業権数	4,939	988	7,087	1,816
うち法人の参入状況	①法人が漁業権者として直接免許されている漁業権数（漁協以外）	—	443 (全体の45%)	69 (全体の1%)
	②法人が漁協の組合員として権利行使している漁業権数(※)	—	877 (全体の12%)	654 (全体の36%)
	③法人の例	真珠生産・販売会社、地元漁業会社等	大手水産子会社、建設会社、地元漁業会社等	製網会社、建設会社、地元漁業会社等

(※)沿海地区漁協の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1,500トン～3,000トン(定款で設定)以下であるものは、組合の組合員たる資格を有する。(水産業協同組合法第18条)

養殖・沿岸漁業③

免許の流れ



免許の現行と今後

	現 行	今 後
共同漁業権	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 ③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下14位まで法定	漁業者 漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、継続利用を優先
区画漁業権 (養殖)	漁業者 (真珠養殖業) ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 ②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 ②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定	漁業者 又は 漁協(管理) 漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、継続利用を優先
特定区画漁業権 漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定	漁協(管理)・漁業者 (①地元漁協(自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。)) ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定	漁業者 又は 漁協(管理) 漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、継続利用を優先

養殖・沿岸漁業④

協力金等の徴収例

(1) くらまぐろ養殖

算定根拠	主 な 使 途 例
単価（円）× 生け簀の台数（台）	指導事業、漁場監視、係船場所等の共同利用施設の維持管理 等
養殖業者と漁協の協議により総額を決定（円）	
単価（円）× 生産量（kg）	

(2) 真珠養殖

算定根拠	主 な 使 途 例
単価（円）× 面積（注）（㎡又は坪）	指導事業、漁場監視、漁場清掃、海底耕耘、藻場等の保全・造成、共同漁業権との調整、赤潮調査、種苗放流、注意喚起の看板設置 等
単価（円）× 筏の台数（台）	
単価（円）× ロープの長さ（m）	
単価（円）× 施術割当貝の枚数（枚）	
養殖業者と漁協の協議により総額を決定（円）	
月額（円）	

（注）面積：漁場として使用している面積又は生簀の面積
資料：水産庁調べ

漁協の金銭徴収に対する指導

漁業生産への企業参入に係る費用負担の透明性確保に関するガイドライン（平成29年3月全国漁業協同組合連合会）における内容

- ・ 費用徴収に関する基本的な考え方（名目と用途の一致、算定根拠の明示など対価性の明確化、書面による契約締結、公平性の確保）
- ・ 費用徴収名目の考え方（徴収名目ごとの含めることができる経費）
- ・ 費用の算出例等

海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会の設置

海区漁業調整委員会は、海面等(※)について、大臣が定めた海区ごとに設置。(※琵琶湖等の指定された湖沼を含む)
28都府県において1海区、漁業状態の異なる道県では複数海区設置され、全国で64海区。

海区漁業調整委員会の権限

海区漁業調整委員会は、漁業者と漁業従事者が主体となった漁場秩序をつくる観点から、以下の権限を有する。

(主な権限)

- 漁場計画の策定、漁業権の免許、TAC法に基づく都道府県基本計画の策定等について、知事の諮問機関として、調査審議し、意見をいう
- 漁業調整のために、関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をする 等

漁業調整委員会の構成

公選による漁民委員9名、知事選任による学識経験委員・公益代表委員6名の計15名で構成。(定数は法律で規定)
委員の任期は4年間。

<選挙の課題>

- ・ 前回選挙は64海区のうち8海区と実施率が低い
- ・ 市町村の選挙管理委員会による、毎年の名簿作成事務の負担

<委員の選任の現状>

- ・ 事前に地区別等のバランスを考慮して立候補者を選定
- ・ 定数の関係で、被選挙権のある漁協の組合長等を、学識経験委員として知事が選任

密漁対策

漁業法における罰則の現行と今後

違反内容	懲役刑	罰金刑	
特定の水産動植物を採捕した場合、密漁品を取得する等した場合	—	—	【罰則の新設】 3年以下の懲役 3,000万円以下の罰金
省令に基づく大臣許可漁業又は調整規則に基づく知事許可漁業を無許可で営んだ場合 (例) ・大臣許可の場合: ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等 ・知事許可の場合: 小型まき網漁業、機船船びき網漁業、潜水器漁業 等	3年	200万円	【罰則の引上げ】 300万円
漁業権又は漁協の組合員の漁業を営む権利を侵害 (例) 漁業権設定区域における一般遊漁者によるサザエ、イセエビ等の採捕	—	20万円	【罰則の引上げ】 100万円

漁協

漁協の組合数の推移

	S30年度	S55年度	H元年度	H18年度	H28年度
沿海地区漁協数	3,153	2,174	2,136	1,267	960

出典：水産庁「水産業協同組合年次報告」

漁協の部門別事業損益の推移

＜沿海地区漁協、1組合あたり＞（単位：百万円）

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
24	7.8	0.4	▲ 1.1	▲ 5.1	▲ 14.7	7.2	▲ 2.2
25	11.1	▲ 0.3	1.2	▲ 2.8	▲ 10.3	14.7	▲ 2.3
26	12.5	▲ 0.2	1.3	▲ 2.9	▲ 10.6	24.9	▲ 2.4
27	17.6	1.1	1.1	▲ 2.1	▲ 16.4	28.3	▲ 2.3
28	16.7	1.2	1.0	▲ 1.8	▲ 15.8	25.1	▲ 2.5

注1：事業別実施組合数（28年度、沿海地区漁協960組合）

販売796漁協、購買851漁協、指導942漁協、製氷・冷凍592漁協、信用78漁協、漁業自営197漁協、共済669漁協

注2：1組合あたりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」、「水産業協同組合年次報告」

公認会計士監査への移行

＜対象＞

全ての信漁連及び貯金等合計額 200億円以上の漁協

（参考）農協

信漁連	28	信農連	32
県一漁協	5	県一農協	4
単位漁協	2	単位農協	587

※ 「貯金等合計額」とは、貯金及び定期積金の合計額

＜漁協への対応＞

- ・ 法律上、全漁連から公認会計士監査への移行期間（法施行から4年を超えない範囲）を設定
- ・ 法律の附則の配慮事項で、政府は公認会計士監査への移行に関し、「組合の実質的な負担が増加することがないこと」と明記
- ・ 法律上、全漁連及び県連合会による漁協等の事業の助言等に関する業務を明記

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、次のような改革を行うこととし、必要な法整備等を速やかに行う。

1 新たな資源管理システムの構築

資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。

- 資源評価対象魚種は、原則として有用資源全体をカバー
- 調査体制を抜本的に拡充。また、操業時の各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用
- 主要資源ごとの資源管理目標として、最大持続生産量（MSY）が得られる資源水準としての「目標管理基準」を設定
 - 併せて、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準として「限界管理基準」を設定
- 毎年度の漁獲可能量（TAC）を設定。TAC対象魚種は、順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割に拡大
- 個別割当（IQ）を準備が整ったものから順次導入する。漁船の譲渡等と併せてIQの移転を可能とするとともに、IQ超過については、ペナルティ措置を講ずる

2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

- 水産物流通について、物流の効率化、情報通信技術等の活用、品質・衛生管理の強化、国内外の需要への対応等を強力に推進
- 産地市場の統合・重点化、消費地に産地サイドの流通拠点を確保
- 資源管理の徹底とIUU漁業の撲滅を図る等のため、トレーサビリティの取組を推進

3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

- IQ導入など条件の整った漁業種類については、トン数制限など漁船の大型化を阻害する規制を撤廃
- 漁業許可を受けた者には各種報告を義務付けるとともに、資源管理を適切に行わない漁業者・生産性が著しく低い漁業者に対する改善勧告・許可の取消し

水産政策の改革について（ポイント）

4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

（１）養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方

- 適切な資源管理等の観点から、漁業権制度を維持
- 養殖業における円滑な規模拡大・新規参入に向けて、漁業権付与に至るプロセスの透明化、権利内容の明確化等を図る

（２）漁場計画の策定プロセスの透明化

- 漁場計画の策定に当たり、県は、海面を最大限活用できるよう留意。可能な場合は、新区画の設定も積極的に推進。沖合等に新区画を設定することが適当な場合は、国が設定を指示等
- 県は、策定に当たり、新規参入希望者等から幅広く要望聴取

（３）漁業権の内容の明確化等

- 県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止
これに代えて、既存漁業者が水域を有効に活用している場合は継続利用を優先し、それ以外の場合は地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断することを法定
- 団体に付与する漁業権に係る内部調整(費用徴収含む) は、漁業権行使規則に基づき行う。同規則は、団体のメンバー外には及ばない
- 漁業権者は、各種報告を行うとともに、水域を適切かつ有効に活用していない場合は、改善指導・勧告等

（４）公的な漁場管理を委ねる制度の創設

- 漁場管理を県の責務とし、県がこれを漁協等に委ねることができる制度を創設
- 委ねられた者は、県の認可を受けた漁場管理規程に基づき実施。費用の使途・積算根拠も漁場管理規程に明示

（５）養殖業発展のための環境整備

- 国は、戦略的養殖品目を設定した上、総合戦略を策定
- 適地拡大に向けた大規模静穏水域の確保や漁港の積極的活用を推進

5 水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し

漁協について、水産政策の改革の方向性に合わせて見直し。